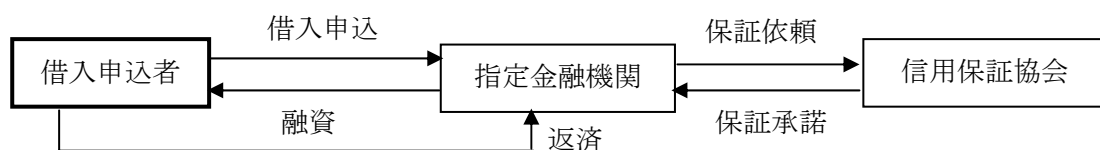


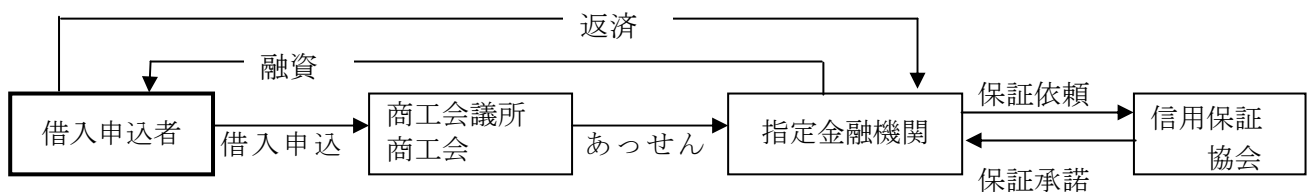
資金名	短期運転資金
融資対象	県内に事業所を有し、現に事業を営む者で、次のいずれかに該当するもの 1 中小企業者 2 共同事業を行う組合 3 中小企業者である組合員に転貸する組合
資金使途	運転資金
融資限度額	3,000万円以内 (組合転貸の場合は、1組合員あたり3,000万円以内)
融資利率	1.80%
保証料率	0.25%~1.67%
融資期間	1年以内
担保	必要に応じ徴求
保証人	原則として、法人は代表者のみ、個人は不要
受付機関	商工会議所・商工会、中央会（組合関係）、指定金融機関
必要書類	1 信用保証委託申込書（借入申込書、信用保証委託契約書一式） 2 納税証明書 3 保証協会の保証実績のない個人事業者の場合は申込者の住民票抄本（外国人登録済証明書、発行後1か月以内のもの） 4 申込が法人の場合は、商業登記簿謄本（発行後1か月以内のもの） 5 印鑑証明書（発行後3か月以内のもの） 6 許認可を必要とする業種にあっては、その許認可証の写し 7 飲食業の場合は、風俗営業でない旨の宣誓書 8 設備の設置等の設備資金の申込にあっては、見積書及び図面 9 事業歴1年未満の場合は開業から申込までの月別事業実績 10 建設業の場合は、受注工事明細書 11 個人情報提供に関する同意書 12 決算書、納税申告書等の写し 13 その他必要と認める書類

【融資の流れ】

1 指定金融機関申込



2 商工会議所・商工会申込



※ 組合関係

